

会 議	福 祉 産 業 建 設 委 員 会 会 議 録
日 時	令和6年9月17日(火曜日) 開会 午前 9時07分 閉会 午前10時29分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 都 築 幸 夫 副委員長 田 境 毅 野 坂 純 子 松 本 忠 明 長 谷 川 進 石 原 昇 丸 山 千 代 子 鈴 木 久 夫 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	藤本和美議員、吉本智明議員、廣野房男議員、稲吉照夫議員 黒木 一議員、岩本知帆議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 健康福祉部長 山 本 晴 彦 参事(健康保健担当) 金 澤 一 徳 環境経済部長 大 熊 隆 之 建 設 部 長 鳥 居 靖 久 健康福祉部次長兼健康課長 相 川 美代子 環境経済部次長兼環境課長 近 藤 伸 繁 建設部次長兼土木課長 谷 川 啓 保 険 医 療 課 長 築 田 聖 太 郎 福 祉 課 長 横 田 隆 之 都 市 計 画 課 長 小 林 英 男 区画整理課長 杉 田 敦 俊
議会事務局職員	主 事 安 川 麻 里

<p style="text-align: center;">会議に付した 案 件</p>	<p>第41号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定について</p> <p>第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、第1条の福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出、第2条</p> <p>第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情</p> <p>陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書</p>
---	--

委員長 皆さん、おはようございます。

9月に入って、最初の頃はまだ暑かったんですけども、最近では朝夕が少しは涼しくなってきました。しかし、まだ日中は本当にまだ暑くて、35度近くになる。昨日は35度までいったんですかね、大変暑くて、本当にまだ真夏のような暑さが続いているわけでありまして。

今週金曜日ですか、週末には台風の14号が来てるようで、あれが来て、あの影響かと思えますけど急に涼しくなるという話で、天気予報では急に温度が下がるので体調に気をつけてくださいというような、風邪をひかないようにということで、皆さん、本当に涼しくなりますので管理をしっかりお願いしたいと思えます。

それでは、開会に先立ちまして、町長に挨拶をいただきたいと思えます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

先日、9月に総合防災訓練がありまして、委員長様からお話がありましたように、大変暑い中、御参加いただきましてありがとうございました。

区長会のほうでも、暑さ対策における訓練等々を、ちょうど事務局のほうも早めに終わるといような努力はしておりますけれども、やはり、少しでも暑さを緩和するような訓練の内容に変更していくということが、これだけ毎年継続的な暑さがあるということは、ほかの行事もそうですけれども、そういう指摘もいただいたということは報告をさせていただきます。

報告事項であります。

まず、株式会社恵が運営します障害者グループホームふわふわ幸田についてでございます。議会の最終日にもまた報告はする予定でありましたけれども、現時点でということで、また進展があれば最終日に追加して報告をさせていただく予定であります。

9月7日土曜日、株式会社恵さんが主催します利用者家族説明会にて、名古屋にありまして有限会社ケアサポートへ事業を承継するとの報告があり、事業の承継に合わせ、施設名がグループホームケアサポート幸田に変わる予定であります。現在、ケアサポートは、愛知県へ事業指定の途中で、愛知県が指定を決定しますと報道発表をする予定であるというのが現状の一番の最新報告でありますので、よろしく申し上げます。

産業振興関係でございます。

幸田町特産の筆柿の初出荷が始まります。シェア率が、幸田町は95%以上を誇る特産品であります。9月19日が初出荷ということで報道発表しておりますので、物価高騰の中で生産者の方々の単価はもちろん上げたいわけでありましてけれども、それに同時に消費者の方の価格も上げるというわけにはいかないの、なかなか市場の関係者の方々にうまく一番いいタイミングで筆柿が売れるような調整等もしながら、何とか令和6年度の成果もあげていきたいなと思っているところでございます。

それから、農業用水、南部幹線水路、ヤウの関係でございます。

御承知のとおり、昭和45年から63年にかけて国により造成してまいりましたが、近年、この老朽化というのが顕著になってきております。特に、最近10年間で13回もの漏水事故が発生しておりまして、国のほうでも布設替えを早期着手して、事業を国の事業とし

てほしいという提案をし続けておりましたけれども、現状は、今言いましたように漏水事故が頻発している、なおかつ、人命に危害があるような事態も例としてあったわけがありますので、早急に、以前から特定をしておりましたFRPM区間、管の使用でありますけど、今回新たに確認したPCの区間についての布設替え、FRPM区間であり、またPC区間の布設替えが急務であるという考えに至り、緊急に要請しなくてはならないという事態に至っております。それで、私どもの対応としましては、西尾、幸田で関係するところの農家の方々に大変御迷惑をかけているということで、緊急要請をこれから国に行っていくということの考えを持っておりますが、まだ国のいろいろな諸事情で、まだ国の財務省関係には面会ができておりません。内容といたしましては、令和6年10月からの特定管種の布設替え工事の緊急前倒し着工に向けた緊急予算をお願いしますというような内容で、矢作南部土地改良区連合の委員長さんと共に、西尾の市長、幸田町長等々の関係者で陳情を行いたいと思っております。

幸田町内にも大きな2か所、まだ開通がしておりませんが、狭間池の芦谷地域でおきましたところは、近いうちに砂利敷きにて、水路でありますけど、近いうちに開通の予定という報告を受けております。また、もう1か所の桐山の琴沢池で、現在、周辺道路が通行止めになっておりますけれども、10月2日中に開通予定であるということで現在進めておりますので、また、私が言ったこの内容に変化がありましたら、また報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、派遣事業の職員の活躍ということでありまして、現在、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、名国といたしますけれども、こちらに職員を1人技官として派遣しておりますけれども、9月12日と13日に名古屋市で管内事業の研究発表会がございまして、結果として、安全防災部門で最優秀賞というのを取っていただいた職員が、今後、東京でのいわゆる全国大会へ出場するという運びとなりました。該当者は柳君でありますけれども、こういった活躍もあるということもちょっと国のほうから情報が入りましたので、お知らせをさせていただきます。

本日は、福祉産業建設委員会におきましては5件ですかね、付託された事項があります。いずれも重要な案件でございます。慎重審議の上、よろしく御審議をお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますから、ただいまより福祉産業建設委員会を開会いたします。

開会 午前 9時07分

委員長 これより、議事に入ります。

さきの定例会、本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第41号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 第41号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明はありません。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今回、国保法の改正によりまして、返還に応じない者への罰則規定を削除するという内容でありますけれども、削除する前に現行の制度において、こうした罰則規定の運用があったのかどうなのか伺いたしたいと思います。

委員長 答弁を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 罰則規定というものは、過去にあったことは確認のほうはしておりません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 10万円の過料ということで載っているわけですが、やはり、こうした過料というのは廃止をするというか、削除するというのは当然だと私は思いますので、今回の国保法の改正は実態に応じたものであったのかなというふうに思いますが、よかったなと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第41号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第41号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定についての補足説明はありません。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 マイナンバーカードによって、このサービスが向上するという内容のものでありますけれども、これで例えば障害者の方、高齢者の方が利用するときに、タクシーを利用をするということで、高齢者の方は町内が主であります、障害者の方には町外にも出られるわけがございます。そうしたときにタクシーの台数といひます

か、それは町内外に限らず、このような制度で実施をされるのかお尋ねしたいなと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 昨年度も実証実験をやった際には、高齢者が対象で町内事業者が2社という形でやらせていただきました。今回につきましては、町外の事業者も含めて、御賛同いただいた事業者になりますけれども、岡崎、蒲郡を含めてやる予定であります。やはり、今契約しているタクシー会社はかなりの台数を持っておりまして、その車両全てにアプリを掲載した端末を乗せるのが可能かどうかというところもあるんですけど、その辺も含めて賛同いただくタクシー事業者さんとは調整のほうをさせていただこうと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 そうしますと、町外の事業者につきましては何台ぐらい確保といいますか、そうしたアプリ、車載スマホを掲載するのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今、お話をしている事業所でいいますと、一番持っている車両持ちが60台というところがありますけれども、それが1日どれぐらい稼働しているのかということにもよりますので、その辺の部分をしっかり調整させていただこうかなと思っています。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 こうしたタクシーを利用するに当たって、呼んで、それから利用をするというようなシステムだというふうに思うんですけど、そうしたときに実際に稼働しているタクシー業者さんが要望に応えられないという、そういう事態というのは今までにあったのか。実証実験をしている中で、その辺のところの効果については把握しておられると思うんですが、それはいかがだったんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 昨年の実証においては、町外から町内の事業所を呼ぶという際に、やはり移動というんですかね、そこに時間を要してしまうために要望に応えられないというようなところのお話は聞いております。そちらも踏まえまして、今回は町外事業所も含めた実証を行うものであります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 町内のタクシーは、台数は全て車載スマホ、これを設置をする予定なんですか。その辺はいかがですかね。

委員長 福祉課長。

福祉課長 町内の事業所については実績もございますので、全ての車両にお渡しできるものはそろっておりますので、今後は新たに町外の事業所に配置する分を追加して載せていくというような予定でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 高齢者の方は、比較的外出される方はお元気な方だと思うんですけど、障害者の方にあつては、やっぱり体の不自由な方とか、いろいろな障害の程度がそれぞれあると思うんですけども、実証実験していない中で何がネック、実証実験はしてい

ないですよ、この障害者の方は、そういう中で何がネックになるか。やっぱり、きちんとその辺のところを周知すべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところは考えておられるんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 障害者の方に関しては、車両に乗る際だとか、車椅子の方もお見えでしょうし、また、ほかの手帳をお持ちの方とそれぞれ兼ね合いはあろうかと思えます。そういった部分も含めまして御利用いただいて、そのネックになるような部分ですかね、そういうところを見いだしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 タクシー助成のデジタル化のメリットについてもいろいろとお答えいただいております。サービスが向上するという点については、私は否定をするわけではありませんけれども、何しろマイナンバーカードを使ってのものです。そうしたときに、やはり、こうしたマイナンバーカードについては紐づけすることによって、いろいろな情報の漏えいとかが言われている中で、その辺のところをきちんと漏えいしないように、その辺のところをきちんとやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その強化策としてはどのようなことを考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず、現状で使っているタクシーそのもののシステムの中に個人情報というものは載せてこないものですから、そこから漏れる個人情報はまずないかなというふうに思っております。しかしながら、当初の登録の段階で4情報を大きなサーバーのほうに取得するということではございます。さきの質疑の中でもありましたように、個人番号は町の中でもセキュリティに関する内容のものがございます。そういったところをしっかりと踏まえまして、情報漏えい、また、それはあってはならんわけですが、それに対する対応等をしっかりと対策を取らせていただこうと思えます。具体的にはシステムのなところが非常に深くありますので、なかなか申し上げにくい部分がありますけれども、現状においては、しっかりとしたサーバーを活用して進めるということで、大きな問題がないように努めてまいりたいと思っております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 この事業はすごくいいと思うんですが、以前、実証実験で70代の人を20人から30人でやられたというふうに聞いたんですけど、実証実験です。実際は、70代だったら、ここにも70代の方でお元気な方がいっぱいいますけど、やはり、80代とか90代の方も対象にしてやっていただかないと、いろいろな問題点が見えてこないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 前は、70代まで幅を広げさせていただいたところでもあります。今回も、今実際に利用されている方を対象にということでもありますので、基本的には80歳以上の方という形になってまいります。なので、そういった意味では、今回の利用されている方からいろいろとその辺の部分、使い勝手というところも確認できるのかなというふうに思っております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第42号議案 幸田町個人番号カードの利用に関する条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第42号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算(第3号)中、第1条の福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出、第2条を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 一般会計歳入歳出予算及び繰越明許費についての補足説明はありません。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 25款の15項の清掃費、粗大ごみの集積場の関係ですけれども、まず建物購入費で600万計上がされております。まず、この関係で面積ですけど、建坪で何坪あるんですかね。数字がないので分かりません。

委員長 環境課長。

環境課長 今回、不動産鑑定士に依頼いたしまして、鑑定評価見込額を算出するに当たり、使用しました建物の総面積につきましては、1,930.28平方メートルであります。

以上です。

委員長 15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 そうしますと、坪数で580か570坪ぐらいだと思うんですけど、この巨大な建物につきまして、重量鉄骨で構造自体がなっているわけですけども、まず法定耐用年数は何年ということになってますかね。分かればいいですけど。

委員長 答弁を求めます。

環境課長。

環境課長 法定耐用年数につきましては、躯体で40年というふうに資料のほうを確認しております。

委員長 15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 法定耐用年数は、自分が調べると、これは正確じゃないと思いますけど、31年ぐらいという短めなあれが情報としてはありますけど、まあ、40年なら40年で結構なんですけど、そうしたら物理的な耐用年数ですよ。そこは何年というふうに見てますかね。

委員長 環境課長。

環境課長 いわゆる実際に使用することのできる年数といいますか、耐久性についての御質問だと、確認いたしました。これについては、すみません、やはり耐震テストか、き

ちんと調査をしようとする、それなりの費用とか期間も必要ですので、この場で感覚的に何年ぐらいというのはなかなか言いにくいわけですが、これで44年の建物です。55年経過しているということで、確かに見た目、屋根ですとか壁面、サッシにつきましても相当老朽化しているというのは見受けられるんですけども、その基礎であったり躯体、鉄骨関係については、昔の建物という言い方ができるか分かりませんが、非常にしっかりしているというふうな、そういった専門家の方の、きちんとした数値では出てこないわけですが、そういうふうな見方も確認していることもありますので、というような状況であります。すみません。

委員長 15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 いじわるで質問しているわけじゃないんですけど、40年から60年ぐらいになるのかなという情報もありますけど、これは一般論だと思うんですが、でも55年たっているということについては、その是非は簡単なことで説明ができんと思うことも分かりますので、いいんですけど、要は、これからどれだけもつかということも含めてちょっと心配な点はあるわけですね。まず、この物件を今後取り壊すということがあるのかなのか。そうすると取り壊した場合に、建築許可が下りなきゃ取り壊すことができなくてリフォームになると思うんだけど、その辺の方向、方針というのはどうなっていますか。

委員長 環境課長。

環境課長 おっしゃられるとおり、既に55年経過して、この先どれぐらいもつんだというところの考え方ですけども、先ほど申し上げましたとおり、前回は申し上げましたとおり、適切な維持管理、それから修繕をすることで延命化して、現在の様子を保っていききたいというふうに考えております。また取壊し後、また新たに新築することができるのかどうかというところでは、これは確認させていただきまして、問題ないということで今回購入に取り組まさせていただいたということになります。

以上です。

委員長 15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 まだ、その辺は方針が出れば、それは再建築ができるんなら取壊しも選択肢には入るのかもしれませんが、そこはまだこれから検討だという理解をしました。

当面は、財政面もいろいろあるので、簡単に取壊して造るということは、大変な費用がかかるということで、その選択も難しい面があるかなと思います。使えるものは長く使っていったほうがいいのかもかもしれませんが、ただ、そこでちょっと話がそれていかんですけど、今回600万で購入というのは、マックスの話だとは思いますが、これを壊すという前提でいくと、一般論で重量鉄骨の解体費用が坪四、五万かかりますので、掛ける600坪ということで、そんだけの費用がかかるものを600万で購入するという、そこらのこともありますし、それからスレート葺の屋根のスレートの壁面だと思っただけですけど、その辺の撤去というか、リフォームするときに被覆するのか、やり替えを主体構造だけ残しであとするかということではありますが、そういった面では費用も相当かかるかなと思います。ですので、このマックス600万の建物購入費については、相手方の農協とは十分交渉の余地があるんじゃないかと。言い換えれば、負のものをお金

を出して買わないかんという、そういう感じもせんでもないものですから、農協さんにとっては渡りに船みたいな話だと思うんだけど。これは実際に今は集積場で使ってますから、その利用価値はあるわけですけど、その辺はやっぱり交渉事ですので、交渉して値引き交渉に当たってもらいたいなと思います。

今後のリフォームについて、そっちの方向にいくようなちょっと気がしてるんですけど、そうした場合に、やっぱり、鉄骨の強度だとか十分に専門家の診断を受けていただいて、アスベスト対策も、屋根や壁面についてのスレート、石綿ですのでその辺のことも改良を十分留意されて取り組んでいただきたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 ありがとうございます。まず、再建築、新築するために当たってということですけども、基本的には、現時点で具体的な方針というのがないので、現状、町民の皆さんに使っていただいているとおりに、今後も利用してまいりたいというふうに考えております。また、今後の費用につきましても、しっかり調査をいたしまして、やっていくわけですけども、おっしゃっていただきました農協さんとの関係ですけども、当たり前ですけども、現在補正で提示させていただいた金額が一番多い金額の中で、これから建物の特性というのがありまして、中に残っているものですか、様々な話をこれから年末に向けて、契約の時期を年末までというふうに考えておりますので、それまでにきちんと農協さんとすり合わせて、引かせていただくところはしっかり主張して引かせていただくというふうな交渉といいますか、話合いの上でしっかり金額のほうを決めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 土木費で伺いたいと思います。

家屋浸水対策用止水板設置費補助金であります。これは200万ということで上がっているんですけども、この2分の1上限で50万が限度額ということで、上限いっぱい使うと4件分というふうになるんですけども、この金額を弾くに当たって、水が入ってくると本当に深刻になりますので、その辺のところは金額的に見込みとしては大丈夫かということでもありますけれども、その辺のところ、例えばあの辺を見てどれぐらいを見込んでこの金額にしたのかお尋ねしたいと思います。

委員長 土木課長。

土木課長 今回積算に当たりまして、中の浸水被害を見たところ、50万円といいますと建物にがちりはめるタイプなものですから、そういったものに該当するのはどこかなと考えたときに、学習塾のある店舗さん3件、または今回多かったスギ薬局さん、しまむらさん、その辺りが中心であるかなと思っております。また、この50万円というのは、あくまで店舗にがちりというタイプだけが50万円であって、一般家庭の方だったらそこまで工事することはないかと思っておりますので、簡易的な女性の方でも運べるようなプラスチック型のやつ、あれは1枚大体1万円から1万5,000円ぐらいですので、それを3万円だとすると、3枚やると3万円、それで1万5,000円というのもありますので、あくま

でも200万円の内訳としては、がっちり工事をやる店舗様と一般家庭様を入れて200万と
考えております。

また、岡崎市さんが過去伊賀川が氾濫した関係で、岡崎市さんも同じような予算を持
っておりまして、岡崎市さんでちょっと時期が落ち着いたということもありますが、年
間100万円。執行としては、今では残っているというレベルでありますので、幸田町は
初年度において倍の200万円で積算いたしました。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。この止水板というのをちょっと調べてますと、やっぱり、
アルミ等で割と簡易的にやれるようなものもあるようでございます。それはそんなに値
段も高くないということではありますが、やはり、店舗にしますと商品等にも大きな影響
がありますので、対策としては必要なものではないかなというふうに思うものですから、
その辺のところはきちんとPRをしながらやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番、松本君。

4番松本忠明君 18ページ、19ページ、土木費のところについて少しお伺いします。

15項の道路橋梁費の中で、仲田アンダーパスの記述がございます。仲田アンダーパス
の自動開閉、これをやっていただくことは本当にありがたいことだと思います。仲田ア
ンダーパスは交差も非常に複雑で大変なことなので、ありがたいと思います。

説明でもありましたけれども、主なアンダーパスが菅田の交差点とそれから仲田の交
差点、それから、あとは相見の交差点があります。これで、菅田の交差点ができて、県
道ですが、できて、町道として仲田アンダーパスができてということで、あと相見のア
ンダーパスが残されていると思うんですけども、今回なぜ同時にできなかったのか、
何か相見のアンダーパスを自動開閉化するという形で問題があるんでしょうか。その辺
りをお願いします。

委員長 土木課長。

土木課長 委員が御指摘の点につきましては、町長からも同じような発言をいただきました。
土木としましては、まずは今回の補助金メニューがデジタル田園ということで、アンダ
ーパスをデジタル田園、9割以上は正直アンダーパスとバルーンで、あと1割ぐらいが
無理やりやっとならデジタル、ここの場で言うことじゃないかもしれませんが、デジタルに
して何とか補助金をということで、全国的にもまだ静岡県の磐田市が第1次で通ったよ
うな情報を、派遣している職員または愛知県の方からも情報をいただきまして、磐
田市さんも1か所ということもあり、幸田町もまずは1か所で、広田川をまだ未改修、
当面改修が届かない仲田のほうを先行して、鷺田のアンダーパスにつきましては、相見
の区画整理で調整池が整備されたことや、広田川の河川改修が下流から完成しておりま
すので、それを加味して、まずは補助金メニューがデジタル田園という意味も含めて、
仲田からやらせていただいた関係でございます。補助金メニューにつきましては、国県
を含めて1年以上、私ども、何分高額なものですからメニューを探したんですけど、一
切ないということで、同じく清須市さん、過去に浸水で死亡事故があった関係で問い合

わせて、国県で合わせて9か所一気に、市だけで2億円どうしましたかとお聞きしましたところ、やっぱり単市、単独でやったという例もありましたので、なので、まずはデジタルということを加味するのと広田川の改修を加味して、まずは仲田からやらせていただきたいということでお願いします。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 仲田から着手をするということで、デジタル田園都市の補助金もついたということで、その制限があったということで理解しました。ただ、やはり、これから集中豪雨の発生が非常に今は懸念されます。これから冠水ということが心配されますので、特に先ほどお話があったように、相見地区の地域で冠水した、そういう経験がございますので、こういった中で地域の住民の方が大変不安を抱えてみえますので、ぜひ補助金ということも必要でしょうけど、できるだけ早急に相見のほうの対応もお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 土木課長。

土木課長 まずは仲田アンダーパスで、この事業は幸田町は初めてですので、やってみて、そこから問題点やら改善点を見つけて、鷺田に生かしていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第47号議案 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第3号）中、第1条の福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出、第2条を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第47号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

保険医療課長。

保険医療課長 第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算について補足説明はありません。よろしく申し上げます。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

ございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第49号議案 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第49号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、理事者に補足説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算について補足説明はありません。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 歳出のほうで過年度分地域支援事業交付金等の返還金というのが1,035万円あるわけですけども、これは見積りがどうだったんでしょうかね。甘かったのか、それとも使い方があれだったのか、中身をお伺いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 実際にはこれぐらい使うであろうというような形でございましたが、ただ、それに金額が達せずというようなところもありましたので、返還する分が出たというところでもあります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 第8期の介護保険の保険料を見積もったときに、やはり、過大見積りじゃないかというようなことを指摘したわけでありましてけれども、その辺のところは、これは第8期の分かなというふうに思うんですが、その辺はいかがだったんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 すみません、こちらのほうは実際に関しましては、補助対象になるものであろうと思って上げていたものが、ちょっとその上限に達せず、要は町の持ち出しになってしまったということで、基金から繰り出していくということで、その達してない部分が返還となってしまったところでもあります。

委員長 ほかにありませんか。

なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第50号議案 令和6年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 挙手全員であります。

よって、第50号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、町長提出議案の審議は終了しました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

町長 ただいま付託させていただいております5件の議案について、慎重審議ありがとうございます。

ございました。

お話がありましたように、暑さ対策プラス水害対策等につきましても、また新たな課題対応のために、様々な補助金だとか施策を進化させなくてはならないということで、何から優先していくかということがこれからの議論になると思っております。そこに新たに補正予算の中にありますように、ごみ対策として、土地は買わせていただきますけれども、新しい粗大ごみの集積場をどうやって今後運営していくかということになりますと、また新たな費用的な捻出が問題となってまいります。そういった中で、いろいろな何からやっていくかということの説明責任を求められるわけですが、御納得いただけるような資料提供をしながら、概ねの総意でしっかり事を進めていかなければということを感じました。

慎重審議ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。

ここで、10分間休憩といたします。

理事者は退席をお願いいたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時55分

委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ここからは、陳情の審議を行います。

陳情書全文の朗読は省略し、件名、陳情者の氏名・住所、陳情の趣旨と陳情事項の主な内容の朗読をもって説明とさせていただきます。

なお、個人の陳情者の住所等を公開することについては、本人から承諾を得ておりません。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

それでは、副委員長にお願いします。

副委員長 陳情第9号、件名は、介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情であります。

陳情者は、名古屋市北区柳原3丁目7番8号、春の自治体キャラバン実行委員会、代表 西尾美沙子氏であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたしますとして、介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げることをはじめ、2項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ふわふわ幸田でも事例があったように、やはり、今のグループホームやあるいは介護職場等における職員配置というのが非常に最低基準を満たしていないようなことが多い施設となってきているという状況は、この案件からも明らかなのではない

かなというふうに思うわけでありませぬ。そして、夜勤体制ですね、これが本当に不足をしているという状況の中で、問題が起こらないように、また、あるいは緊急の場合にも備えるように、やはり2人体制というのは基準ではなかろうかと私は思うわけでありませぬ。こうしたとりわけ介護においては、施設がどんどん幸田町でも増えてくる中で安心して施設に入っても暮らせることができるようにするためにも、この陳情を採択していただき、そして国に意見書を出していただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 陳情の趣旨は理解しますけれども、まず、人員の増という複数配置ということに関しまして、1人より2人、3人のほうがいいに決まっております。ただ、実際に現実が今の人材不足が常態化している中で複数ということ仮にしても、人手を確保することが現状は容易ではないのかなと思います。また、ワンオペという夜勤の業務の負担の軽減策というものをまず優先すべきじゃないかなと。その中で、例えば介護ロボットの活用、日々進化しているようでありませぬので、そういったものの活用とかして、今の人員の中での実現可能な対策を優先するということが必要じゃないかなと。あと、例えば夜勤者の負担軽減ということで緊急時の対応マニュアルとか、そういったものを共有したり、相談があったときの連絡先をあらかじめ決めておくとか、夜勤業務の見直し、負担の軽減ということで、細かないろいろな業務があるようだけれども、そういったことが夜勤者に集中しないように、日勤者のほうにも翌日の入浴準備だとか、レクリエーションの準備だとか、朝食の準備とかいろいろな朝の起床の介助とかあるようでありませぬので、そういったことが集中しているとそれこそ大変だと思ひませぬので、そういったことも日勤者と夜勤者のバランスも考えて、あと見守りセンサーのついた、そういった介護関係のロボットも含めて、いろいろなものを今の現状の電子化の中で、居室の状況もスマホや何かで確認できるということもあるようでありませぬので、あらゆる角度でまずそういった現在の電子機器等を十分活用して、その上での話にしていくということで、今はこの陳情についてはそのまま賛成ということにはちょっと考えさせていただきたいということでありませぬ。

委員長 ほかにありませんか。

5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 今言われたお話の中で、やはり企業だとか、それから施設の人たちもやっぱり経営が非常に今は難しいところが多々あるかと思ひませぬ。特に原価の感覚で見ていくと、労務費というのが非常に多く使われるということで、企業のいろいろな経営を逼迫させる理由として、やっぱり労務費がかさむということがあるものですから、安易に人を増やしたりだとかいうようなことに走らないで、やはり、今の現有のこの人員配置の中でそういった人の仕事をどうであるかというようなどころを見定めて、今の人数のままで夜勤配置に1人回せるのかだとかいうような対応に走っていかないと、これは安易にやっていくことも僕はちょっといけないのかなと思ひませぬし、当然ロボットだとかそういったものも入れると非常に金のかかることでもあるもので、経営を圧迫してしまうということもあるので、まずは今の人員配置の中での人の仕事の見直しをした上での形

で夜勤体制をつくっていくということをしていくことが、私はベストかなというふうに考えておりますので、今回のこれに対しても安易に賛成はちょっとできないなというところであります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 私のほうは、反対の立場から意見を申し上げます。

以前も視察なんかでも行きましたが、町内の介護・障害施設では加配をしている施設も多く、ユニットで対応するなどの運用面で1人夜勤はほぼないようにやられているということを聞いています。先ほどから皆さんがおっしゃるとおり、根本的なところはやはり人材が不足していて確保できていないというところになりますので、そういったところの課題解決をこれからする必要があるということだと考えています。こういった関係もありますので、それぞれの施設からの同様の要望書も出ていないというふうに私は認識しております。まずは、現時点ではこういった形で提出をする必要がないものと受け止めています。ただ、一方で、前回も言いましたが、今後の人員配置の状況によっては1人夜勤を実施せざるを得ないケースが発生した場合も想定できますので、人員不足の事態が発生した場合のサポート体制ですとか、あと定時連絡におけるフォロー体制、職員の方の定期的なストレスチェックの実施など、施設の利用者と職員を守るための取組について、こういった検討は継続していく必要はあるというふうに考えております。したがって、このまま意見書を提出するということについては賛成をしかねるところであります。よろしくお願ひします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第9号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第9号は不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

副委員長、朗読をお願いいたします。

副委員長 陳情第10号、件名は、保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情であります。

陳情者は、陳情第9号と同様であります。

陳情の趣旨は、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたしますとして、世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善することをはじめ、3項目であります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

ありませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 保育所職員、いわゆる保育士さんの配置基準の改善、これが今年度から、4・5歳児、30対1が25対1と、そして、また3歳児が20対1から15対1ということで改善をされたわけでありまして。また、4・5歳児は本当に76年ぶりという中で、私も以前でも言いましたけれども、大きな改善があったわけでありまして、しかしながら、やはり、こうした配置基準が今の保育士の人材不足ということで、大きく深刻な今の状況になってきている中で、この労働改善といいますか、そういうこともやっぱり人材不足の大きな要因になっているというふうに思うわけでありまして。また同時に、保育士職場におきましては、嘱託といいますか、正規雇用というのがだんだんと行われておらず、不安定な職場となっていることも一つの一因ではないかというふうに思います。そうした保育環境を変えることが必要でありますし、また同時に子育て、そして、こうした子どもの保育の専門性、こういうことをきちんと発揮していただける職場環境にし、そして保育を充実させていくことが求められている中で、やはり、こうした今の対応を改善する必要があると思うわけでありまして。そして、また潜在保育士、子どもが好きということで保育士になったりとかされる方も多いわけでありまして、それでもやっぱりきつい労働環境の中で辞めてしまうという方が本当に多くなって、それが一つの潜在保育士の拡大につながってきております。こうした方たちがまた安心して働いていく、こういう環境もつくり出していく必要もあるというふうに思うわけでありまして、やっぱり、家庭も子育ても、そして仕事もという、そうした働きやすい職場環境をつくっていくためにも、ぜひこうした改善を求める陳情を採択していただきたいというふうに思います。これは幸田町でも本当に深刻であります。やはり、そうしたことがなかなか改善されないということは、今のシステムを変えるべきであって、そうしたことが人材不足の解消にもつながるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかにありませんか。

4番、松本君。

4番松本忠明君 私もこの趣旨はよく分かるんですけども、離職しない職場というのは何なのかなというのがあって、離職というのはやっぱりどうしてもいろいろな事情があるので、離職される方は出てくるのかなと思います。私は民間企業での人事担当していた経験があるんですけども、その中で、もちろんその職場が嫌で辞めるといふ人もいますけど、お子さんを出産される、これは男性でも女性でもですけど子どもさんが生まれる、そのケアをする、それから、親御さんが体調を悪くされて親御さんの介護をされるとか、そういう方もたくさんありました。問題はやっぱり、そういう人々を支えて帰

りやすくするというのが重要かなと。もちろんこういうふうにして配置基準だとか賃金の問題であるだとか、有休取得のしやすさとか、そういうことももちろんあると思いますけれども、もう少し離職することでもう戻らない人がいるということ、そこを押さえるとということが重要じゃないかなというふうに思いますので、直ちにこの陳情書に対して賛成するということは憚られるかなと思います。反対の立場から申し上げました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

15番、鈴木君。

15番鈴木久夫君 私も趣旨としては分かるわけですが、反対の立場で意見を言いますが、日本の保育所の質というのは、世界基準でいってもすごくいいほうであるということを知ります。でありますので、その環境面を整えてあげるといえるのは必要かと思いますが、今回の改正によって改善されておりますけど、ただ、経過措置があつて完全実施にはならないという現実もありますけれども、その中身としては、給与水準を上げると年間で1兆円、また配置基準を先進国並みにすると年間7,000億円、合わせて1兆7,000億円という財源調達の問題が出てくるということがあります。その辺からして、こういった経過措置が完全実施を求めますよという陳情ですが、この経過措置において企業努力、民間の保育園も努力している中で、経過措置は現状を考えるとやむを得ないのかなと思います。財源的にも大変な問題があつて、社会保障全体が今は日本は足りない状況になっている中で何を優先していくかという問題だとは思いますが、いずれにしても今の状況を経過措置をなくしていくということについては現実的ではないのかなと思いますので、その辺はそういう考えであります。

委員長 ほかにありませんか。

5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 この文面を読んでも、もっともなところもありますけれども、私もいろいろこういった保育のところの関係で、うちの妻も保育の現場におりましたけれども、いろいろ話したり聞いていると、仮に給料を上げるから、じゃあ残るかといったら、そうじゃないという話も多々聞いておりました。一番離職するのは何かといったら、実際にこの前も私が聞いたんですけど、入って1週間で辞められた保母さんもあります。それは何かといったらコミュニケーションといったところが非常に大きいかなというところで、前に現役の園長先生とも話したんですけど、やっぱりコミュニケーション不足の人がかなり離職しているということを知っておりますね。ですから、今回のようなこういう形で逆に止めるような施策として、じゃあというようなことをやるんですけど、やはり、そういったところは改善されないと、幾ら上げてても定着率というのは上がっていかないというふうに考えておりますので、今回のことに対してはちょっと不採択のほうに入ると。

委員長 ほかにありませんか。

3番、野坂君。

3番野坂純子君 私の娘も保育士なんですけど、朝7時ぐらいに入ってきて帰るのが7時とか8時で、とにかく仕事時間が長いということで、やはり、それで疲れてしまうということもあつて、最近、過去に保育士さんをやっていた人で、もう子育てが終わったような方

がパートとしてたくさんの方が入ってるという風景なんかを見たときに、専属の朝から晩までいる保育士さんもいるんだけど、そういうパートの方がたくさんいることで少し負担が楽になってるということを知ったりとか、先ほどの介護の現場でもそうですけど、うちの主人の母が入っている介護施設もパートのおばちゃんたちがいっぱいいて、次から次へと代わるんですけど、そういう方がいろいろと話しかけてくれたりして、職員の方たちの負担がちょっと楽になる人が多いという、だけど、時間は短くてパートだからアルバイト的な感じに入ってくれているんですけど、でも、皆さんは免許も持っていて、そういう昔やっていたという方が多いので、そういうことで賃金のことも大切ですけど、働き方をもう少しその施設、施設でというか、保育園は保育園でそこそこで違うので、そういう現場を見極めながら働き方を改善していく、働いている人の体制を変えていくというほうが大事かなと思います。

以上です。

委員長 賛成ですか、反対ですか。

3番野坂純子君 これは反対です。

委員長 はい。ほかにありますか。

副委員長。

副委員長 私も反対の立場から意見を申し上げます。

これもやっぱり人材の確保をどうしていくかというところがすごく大事な観点だと思っています。今回もここに処遇、配置基準ですとか賃金水準等々の改善は、項目としては必要な項目ではあると思いますが、そのほかにもやはり一番ポイントになるのは、働きがいを実感してもらえ職場の改善だと思っています。これは保育士の資格を持っている、先ほどの潜在的な保育士の方もそうですし、やはり、これから入ってくる新卒者に対しても魅力を感じてもらえるような職場環境になってる必要があると思っています。今回、幸田町のほうでは新卒採用者の確保に関して、関係各所の声をもとに採用試験の日程を近隣市同等の時期に追加するなどの対策をされております。そういったところから今後の安定的な人材確保が期待を今されているところです。こういったこともありますので、このまま意見書を提出することには賛成をしかねるということでもあります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第10号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数であります。

よって、陳情第10号は不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナm

RNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情を議題といたします。

副委員、朗読をお願いします。

副委員長 陳情第11号、件名は、「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情であります。

陳情者は、名古屋市昭和区河原通8-52-3-403

鈴木香寿美氏であります。

陳情項目1件目は、町民に対し周知をしてくださいとして、新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度において認定された死亡者数は561名、健康被害総認定件数は6,988名を超えており（2024年4月17日現在）、既にそれ以前の全てのワクチンによる健康被害件数を超えていることをはじめ、3項目であります。

陳情項目2件目は、国に対して意見書の提出をしてくださいとして、mRNAワクチン定期接種中止を求めることであります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

意見ありませんか。

副委員長。

副委員長 私のほうからは、反対の立場から意見を申し上げます。

正確な情報が国民へ周知されていることが重要だと考えております。厚生労働省のホームページでのQ&Aの公開をはじめ、健康被害の状況も含めて様々な情報が個人でも入手できる環境であると認識をしており、個人の判断が尊重されていると受け止めています。町民の不安を取り除き正しく判断されることが重要と考えることから、例えば信頼できる窓口やかかりつけ医へ相談して解決することが望ましいと考えます。町民に対して選択肢を用意することは必要であると考えており、したがって、このまま意見書を提出することには賛成をしかねます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 新型コロナワクチンは、あくまでも個人の自由意思に基づいて行われるべきでありまして、接種の有無によって差別があってはならないというふうに思っております。また、アレルギー性疾患など接種を控えるよう医師からの指示・助言をされている人もおります。新型コロナワクチンは、感染による発症、重症化を予防する高い効果があること、また公費接種が国民の命防護策となることも科学的に証明されているものであります。この間、日本で接種用に用いられているファイザー社製、モデルナ社製のmRNAワクチンは、新型コロナの発症、重症化を接種後の6か月間、70から90%予防する効果があることが内外の研究機関の検証によって確認をされております。しかし、ワクチンは副反応のリスクもあります。ファイザー製のmRNAは、副反応として部位

と痛みや発熱などや重度のアレルギー症状を起こす事例が、100万回当たり2から5例が、これは0.0002から0.0005%であることは当初から示されていたものでありまして、接種後の健康被害の訴え、副反応が疑われる救命体制を強化するとともに、補償や救済を求めるものでもあります。現行のmRNAは絶対視せずに、副反応の少ないワクチンの開発・普及を図ることも要望をするものであります。しかしながら、今回のこの陳情に対しては、私は反対をするものであります。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第11号 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン(レプリコンワクチン)の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第11号は不採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

副委員長、朗読をお願いします。

副委員長 陳情第12号、件名は、新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書の提出を求める陳情書であります。

陳情者は、額田郡幸田町大字坂崎字西ヶ崎37

河井節子氏であります。

陳情の趣旨は、下記の事項を実施するよう国に要望する旨の意見書を提出していただきたく、要請いたしますとして、新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行うこととなります。

以上です。

委員長 朗読は終わりました。

意見などがありましたらお願いします。

意見ございませんか。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 新型コロナワクチン接種は、新型コロナの脅威から国民の命と健康を守る重要な手段になると判断して、希望者への安全、また迅速な接種を進めることを政府に求めてきたものでもあります。ワクチン接種をするかしないかは、個人の自由な意思によるものでもあります。接種を強制したり、接種の有無による差別を行うことは、私ども日本共産党は反対をしてまいりました。接種後のワクチンの効果、副反応の規模や

発生要因などの検証は、医学と医療の専門家が厳密な科学的研究によって行うべきであり、それに政治介入はすべきじゃないというふうに思います。また、こうしたことが十分まだまだこれから検証されていない中で、今回の新型コロナウイルスワクチンについての接種が有効であるというふうに思いますので、この陳情に対しては反対であります。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 私も反対の立場から意見を申し上げます。

先ほどの陳情とダブるところがほとんどになりますが、正確な情報が国民に周知されていることというのがやはり重要であります。現在、厚生労働省のホームページでの公開をはじめ、健康被害の状況も含めて様々な情報が入手できる環境であると認識をしております。やはり、個人の判断が尊重されるということが重要でありまして、その状態にあるという受け止めをしています。やはり、町民の不安を取り除き正しく判断をされることが重要であると考えますので、かかりつけ医等に相談をして解決をするような形が望ましいと考えておりまして、このままの意見書を提出することには賛成をしかねるということでもあります。

以上です

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって意見を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

陳情第12号 「新型コロナウイルス感染症の定期接種に使用される新しいワクチンの効果並びに懸念について、国民に対し十分な情報提供を行う意見書」の提出を求める陳情書を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしであります。

よって、陳情第12号は不採択すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上をもって、福祉産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

委員長 長時間、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午前10時29分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年9月17日

福祉産業建設委員会
委員長